

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

国では、平成 14 年 12 月に平成 15 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「新障害者基本計画」を定め、21 世紀にわが国がめざすべき社会として、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を明示しています。

また、県では、平成 15 年 3 月に「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を前面に打ち出した「とちぎ障害者プラン 21」を策定しております。

こうしたなか、平成 16 年 12 月には、発達障害のある人の発達支援を行うことに関する国や地方公共団体の責務について定めた「発達障害者支援法」が成立し、また、平成 15 年 4 月からは行政がサービス提供者や内容を決定する「措置制度」から利用者の自己決定権を尊重し、利用者自らが事業者を選択し事業者と対等な関係で契約を結び、サービスを利用する「支援費制度」へと移行しました。

この支援費制度は、施行とともにサービス利用者が増え続け地域での生活支援も広がりを見せる一方で、国・地方公共団体のサービス費用の膨張による財政面での課題を抱え、さらにサービス体系の複雑さ、身体・知的障害のある人と精神障害のある人との制度間の不整合等、様々な問題が生じました。

そのため、従来のしくみを抜本的に見直すことになり、平成 18 年 4 月から身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法を整理・統合し、市町村を主体とした総合的な障害者自立支援システムの構築をめざす「障害者自立支援法」が施行され、わが国の障害者施策は大きな転換期をむかえております。

一方、障害の早期発見、療育、教育、職業訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など個々の障害者の自立を支援する取り組みや子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての人が地域においていきいきと自立した生活が送れるよう、地域住民が参加しともに支える地域福祉の仕組みづくりに向けた取り組みが求められています。

本市は、このような制度改正の趣旨や近年の障害者の状況やニーズの変化を踏まえ、市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため本計画を策定いたします。

第 1 節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第9条第1項第1号に規定されている「市町村障害者計画」であるとともに、那須塩原市総合計画の障害者福祉施策の部門別計画と位置づけます。

また、「那須塩原市地域福祉計画」「那須塩原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」と整合性を図るものとします。

第 2 節 計画における対象者

この計画において、対象となる障害者は下記のとおりとする。

1. 障害者基本法第2条の規定に基づく

- ①「身体障害、知的障害、又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」
- ②「てんかん及び難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活の支障のある人」

2. 発達障害者支援法第2条第1項に基づく

- ①「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」

第3節 計画の期間と見直し

1. 関係計画の計画期間

○障害者基本計画（国）

平成15年度 ⇒ 平成19年度

○障害者プラン（県障害者計画）

平成15年度 ⇒ 平成19年度

○県障害福祉計画

平成18年度 ⇒ 平成20年度

※次期計画は、平成21年度から平成23年度

○那須塩原市総合計画

基本計画（前期） 平成19年度 ⇒ 平成23年度

基本計画（後期） 平成24年度 ⇒ 平成28年度

○那須塩原市地域福祉計画

平成19年度 ⇒ 平成23年度

○那須塩原市障害福祉計画

平成18年度 ⇒ 平成20年度

※次期計画は、平成21年度から平成23年度

2. 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、市総合計画基本計画（前期計画）、市地域福祉計画及び市障害福祉計画（次期計画）の最終年度と整合性を図るため、平成18年度から平成23年度までの6年間とする。

但し、必要に応じて見直すものとする。

